

主催：富士商工会議所

インボイス制度 対策セミナー

2023年10月から導入されるインボイス制度により、消費税制度は段階的に変化していきます。買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、売手から交付されたインボイス(適格請求書)の保存が必要になります。反対に、買手から求められた場合、売り手はインボイスを交付しなければなりません。

この講習会では、インボイス制度の導入にあたって手続き上変更となるポイントや、「適格請求書発行事業者」事前登録の方法、課税/免税事業者がそれぞれ留意すべきポイント等をお伝えします。

このような方は受講をおすすめします。

- ・インボイス制度ってなに？
- ・適格請求書発行事業者とは？
- ・事前登録はどうするの？
- ・登録しないとどうなるの？

【日時】令和3年 **12月10日** (金)
13:30~15:00

【会場】富士商工会議所 4階会議室

【定員】30名 (先着順)

【受講料】会員：無料 非会員:3,000円

【申込先】富士商工会議所 富士市瓜島町82
TEL: 0545-52-0995 FAX:0545-52-9796



【講師】税理士法人ベストサポート
(もちづき しんいちろう)
望月 慎一郎氏

富士商工会議所 行 (FAX:0545-52-9796) ※切り取らずに、このままFAX送信下さい

「インボイス制度 対策セミナー」 受講申込書

※QRコードから申込可能です。



事業所名	フリガナ		
受講者名	フリガナ		
所在地	フリガナ	TEL	- -
		FAX	- -

※ ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取り扱いにつきましては、個人情報保護法に則り、厳重に管理いたします。